

## ◆お引越しの場合は

### 1. 国東市外への転居

#### ①現在の住居が空家となる場合

戸別受信機本体と電源コードを取り外し、危機管理室または各総合支所地域振興課へご返却ください。外部アンテナを取り付けている場合は、そのままにしておいて構いません（外部アンテナの取り外したい場合は自己負担となります）。

#### ②アパート・借家の場合

戸別受信機本体と電源コードを取り外し、危機管理室または各総合支所地域振興課へご返却ください。外部アンテナを取り付けている場合は、そのままにしておいて構いませんがアパートの大家（管理人）にはその旨を一言お伝えください。

#### ③公営住宅の場合

戸別受信機は備え付けですので、機器の返却は不要です。

※ただし必ず戸別受信機本体から乾電池を取り外してください

### 2. 国東市内の転居

#### ①世帯を分離して、転居する場合

現在の住居にご家族が残る場合は、機器の返却は必要ありません。転居先で戸別受信機が必要となる場合は、危機管理室または各総合支所地域振興課へ申請してください。

#### ②公営住宅から転居の場合

戸別受信機は備え付けですので、機器の返却は不要です。

※ただし必ず戸別受信機本体から乾電池を取り外してください

また、転居先で戸別受信機が必要となる場合は、危機管理室または各総合支所地域振興課へ申請してください。

#### ③その他自己都合による転居・建て替え

転居地での放送を受信するため、別の戸別受信機と交換しますので、危機管理室または各総合支所地域振興課へ機器の返却・届出を行ってください。ただし、設置に伴う費用は自己負担となります。

#### 《防災行政無線に関するお問合せ先》

- |         |       |                    |
|---------|-------|--------------------|
| ・国東市役所  | 危機管理室 | (TEL 0978-72-1111) |
| ・国見総合支所 | 地域振興課 | (TEL 0978-82-1111) |
| ・武蔵総合支所 | 地域振興課 | (TEL 0978-68-1111) |
| ・安岐総合支所 | 地域振興課 | (TEL 0978-67-1111) |